

VOL.2210

税務・財務 ニュース

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、これらの情報をお客様のお役に立てていただければと願っております。ご自身にどう当てはめたらよいかをお考えいただき、ご不明な点がございましたら、一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘 正人

[今月のテーマ]

インボイス制度の最新情報

～制度開始まで残り1年。今から準備すべきこと～

[contents]

- ◆ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）のおさらい
- ◆ インボイス制度における消費税の端数処理
- ◆ 補助金の活用



税理士法人 トータル財務プラン
行政書士法人 トータル財務プラン
一般社団法人 トータル財務プラン
株式会社 トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087 神戸市中央区御幸通3丁目1番8号
ライオンズ三宮ビル2F

TEL : 078-221-7711 FAX : 078-221-7717
info@topp.co.jp <https://topp.co.jp>

インボイス制度の最新情報

～制度開始まで残り1年。今から準備すべきこと～

1. はじめに

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。インボイス制度に関する認知度も上がり、適格請求書発行事業者の登録件数は、令和4年7月末時点の登録件数は812,324件（同年6月末時点666,709件、同年5月末時点512,261件）と徐々に登録件数が増加してきておりますが、それでも未だインボイス制度に関して、知らない方や理解していない方が大半だと感じております。

このインボイス制度は、自社だけでなく取引先にも影響を及ぼす可能性があります。また事業者によってはシステム改修も必要となる事態となり、その影響は必ずしも少なくありません。改めてインボイス制度の概要から検討・準備すべきことをご案内します。

2. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）のおさらい

① 適格請求書（インボイス）とは

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税率を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。 ※請求書や納品書、領収書、レシート等、その他書類の名称は問いません。

【現行の区分記載請求書等保存方式】	【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】
※ インボイス制度までの4年間における暫定的な仕入税額控除方式 ~2023年9月	2023年10月~
【イメージ】 	【イメージ】
【記載事項】 ① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込） ⑤ 軽減税率の対象品目である旨 ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称	【記載事項】 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの ① 登録番号 《課税事業者のみ登録可》 ② 適用税率 ③ 消費税額
（ポイント） ・ 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら “追記”が可能 ・ 免税事業者でも発行可能 ・ 区分記載請求書の “交付義務”はない	（ポイント） ・ 交付するインボイスは、これまでの 請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ （受領者による“追記”は不可） ・ 免税事業者は発行不可 （発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要） ・ 登録した事業者は、買い手の求めに応じて インボイス交付義務・写しの保存義務が発生

（財務省資料）

② 消費税の計算方法への影響

＜納付する消費税額の計算方法＞

$$\text{納付する消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額 (仕入税額控除)}$$

課税事業者である買い手は、インボイスを保存しなければ**仕入税額控除**（※）できなくなります。結果、納付する税額が増加することに繋がります。

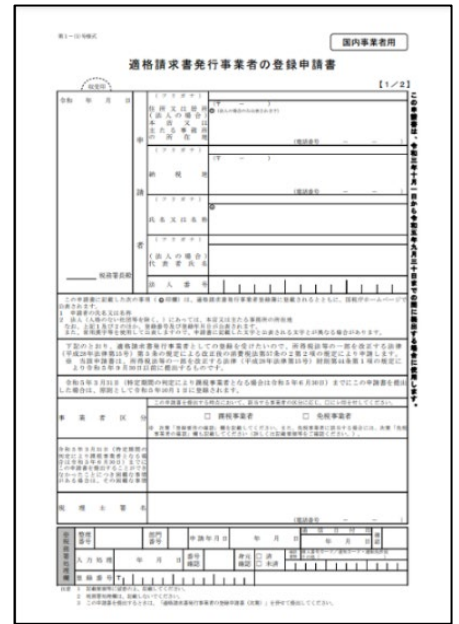
※一定期間、経過措置が設けられています。

③ 適格請求書発行事業者登録制度

「適格請求書」は「適格請求書発行事業者」だけが発行できるため、売り手は登録申請をして「適格請求書発行事業者」になる必要があります。令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になるためには、令和5年3月31日（※）までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署に提出する必要があります。

※困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで。

但し、審査には一定の時間を要します。



3. インボイス制度における消費税の端数処理

インボイス制度開始後は、「1 請求書あたり、税率ごとに 1 回ずつ」の端数処理が必要となります。従来のように「購入した商品ごと」に消費税の端数処理を行うことは認められず、インボイス制度では「1つの請求書内で 1 回」という原則を守ることが求められます。また、「税率単位ごとの合計額に端数処理を 1 回行う」というルールも追加されます。そのため軽減税率 8%の商品の合計額と、標準税率 10%の商品の合計額で、それぞれ 1 回ずつ端数処理を行う必要が出てきます。

＜記載例①（税抜金額を基に消費税額を計算する場合）＞

【区分記載請求書】

請求書				
〇〇(株) 御中		〇年〇月〇日		
請求金額(税込み) 60,195円		(株)△△		
※は軽減税率対象				
品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	1,108
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
花	57	77	4,389	438
肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計			27,060	2,163
10%対象計			28,158	2,814
			合計	5,000

➡

【インボイス】

請求書				
〇〇(株) 御中		〇年〇月〇日		
請求金額(税込み) 60,197円		(株)△△ (T123...)		
※は軽減税率対象				
品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	(注) -
ピーマン ※	197	67	13,199	-
花	57	77	4,389	-
肥料	57	417	23,769	-
8%対象計			27,060	2,164
10%対象計			28,158	2,815

(注) 納税額(売上税額)は、総額から割り返して計算するため、上記の消費税額とは一致しない。この場合、実際の納税額は、例えば8%対象は、(27,060+2,163) × 8/108 = 2,164 となる。

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えない。ただし、左図のように行ごとに計算した消費税額の合計額とは一致しないことに留意(8%対象: 2,163 ⇔ 2,164)。

(財務省資料)

3. 補助金の活用

インボイス制度への対応に向けた支援が手厚く拡充されています。

① 小規模事業者持続化補助金（インボイス枠）

免税事業者が適格請求書発行事業者への転換に伴う事業環境変化に対応することに対し、政策支援をするため、2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者に登録した事業者に対して、補助上限額が100万円に引き上げられました。

この補助金はインボイス発行事業者に登録する費用以外にも、販路拡大や生産性向上のための費用であれば対象となります。但し、インボイス対応を見据えたデジタル化に関する補助は、IT導入補助金が対象となります。

② IT導入補助金（デジタル化基盤導入類型）

中小企業・小規模事業者等が導入する会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用の一部を補助することで、インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進することを目的に追加されました。

デジタル化基盤導入類型				
補助対象	ソフトウェア		ハードウェア	
	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費		パソコン、タブレット、プリンター等の購入費	レジ、券売機等の購入費
補助上限	最大50万円	最大350万円	最大10万円	最大20万円
補助率	3/4	2/3	1/2	1/2
機能要件	会計,受発注,決済,ECのうち1機能以上	会計,受発注,決済,ECのうち2機能以上	-	-

4. 最後に

「適格請求書発行事業者になるか否かの検討」、「適格請求書等の対応準備」、「仕入先が適格請求書発行事業者に該当するかの確認および取引条件の見直し（※）」、「補助金の活用」など検討・準備すべきことは少なくありません。直前になって焦らない損しないために余裕を持って、今から対応して頂くことをお勧めいたします。

（※）取引条件の見直しの留意点

取引先である免税事業者に対して、課税事業者になるように要請すること自体は問題ありません。しかし、「課税事業者にならない場合は取引価格を引き下げる」、「それにも応じなければ取引を打ち切る」など一方的に通告することは、独占禁止法や下請法上、問題となるおそれがあります。仕入先と協議する場合は、この点に十分に留意してご対応ください。

執筆者 清家 正嗣